

第4次

横瀬町男女共同参画プラン（案）

～わたしらしく あなたらしく みんなで輝く まちづくり～

令和6年3月

横 瀬 町

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画の概要..... | 1 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 2 |
| 2 計画策定の背景..... | 3 |
| 3 計画の性格..... | 7 |
| 4 計画の期間..... | 8 |
| 第2章 現状及び課題..... | 9 |
| 1 統計データから見る町の現状..... | 10 |
| 2 アンケート調査結果から見る町の現状..... | 14 |
| 第3章 計画の基本的な考え方..... | 17 |
| 1 基本理念..... | 18 |
| 2 基本目標..... | 18 |
| 3 計画の体系..... | 19 |
| 第4章 施策の展開..... | 20 |
| 基本目標1 男女共同参画の意識づくり..... | 21 |
| 主要施策(1)人権が尊重される社会づくりの推進..... | 21 |
| 主要施策(2)男女平等の視点に立った教育の推進..... | 23 |
| 基本目標2 健康で安心できるまちづくり..... | 26 |
| 主要施策(1)生涯を通じた健康づくりへの支援..... | 26 |
| 主要施策(2)相談体制の確立..... | 29 |
| 主要施策(3)人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶(DV防止基本計画)..... | 30 |
| 主要施策(4)男女共同参画の視点に立った防災対策の推進..... | 32 |
| 基本目標3 男女が共に活躍できる環境づくり..... | 34 |
| 主要施策(1)施策・方針決定の場への参画の促進..... | 34 |
| 主要施策(2)地域活動への男女共同参画の促進..... | 36 |
| 主要施策(3)働く場における女性活躍の推進..... | 38 |
| 第5章 計画推進のために..... | 41 |
| 主要施策(1)推進体制の整備・充実..... | 42 |
| 主要施策(2)国・県など関係機関との連携..... | 42 |
| 資料..... | 43 |

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

横瀬町では、目指すべき将来ビジョンとして「日本一住みよい町、日本一誇れる町」を掲げ、最少の経費で最大の効果を挙げ、町民の幸福の最大化を図るための、各種施策を推進しています。2020年度から2027年度の8年間を計画期間として策定した第6次横瀬町総合振興計画では「Colorful Town (カラフルタウン)」を目標として定め、多様性あふれるまちづくりを進めています。また、令和5年6月には「横瀬町男女共同参画推進条例」を制定し、全ての人の人権が尊重され、性別に関係なく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会のため、様々な施策を進めてきました。

近年、様々な法整備が進み、性別にとらわれず様々な分野で活躍できる環境が整いつつありますが、固定的な性別役割分担や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の存在がまだまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画は十分とは言えない状況です。世界経済フォーラムが公表している、男女格差を測る国際的指数であるジェンダー・ギャップ指数において、令和4(2022)年わが国の順位は146か国中116位と、依然先進国の中では低位な状況が続いています。

また、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与え、特に女性がその大きな影響を受けています。配偶者等からの暴力(DV)や性暴力の増加や深刻化が懸念され、雇用・所得への影響などが浮き彫りになりました。

令和5(2023)年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性の多様性を認め合う社会の実現に向けた取り組みも必要となっています。

こうした社会情勢の変化を踏まえるとともに、今後の目指す姿と取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「第4次横瀬町男女共同参画プラン」を策定しました。

【横瀬町男女共同参画プランの変遷】

| | |
|---------|---------------------|
| 平成18年3月 | 横瀬町男女共同参画プラン策定 |
| 平成26年3月 | 2013横瀬町男女共同参画プラン策定 |
| 令和2年3月 | 第3次横瀬町男女共同参画プラン策定 |
| 令和4年4月 | (改定)第3次横瀬町男女共同参画プラン |

2. 計画策定の背景

■ 世界の主な動き

○20 世紀の動き

国際連合は、昭和 20 (1945) 年に「国連憲章」を、昭和 23 (1948) 年には「世界人権宣言」を採択し、性にに基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げ、男女平等の達成に向け取り組んできました。

また、性差別撤廃に向け、昭和 50 (1975) 年を「国際婦人年」とし、この年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において、「平等・開発・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択され、昭和 51 (1976) 年からの 10 年間を「国連婦人の十年」と定め、世界的な行動が始まりました。

昭和 54 (1979) 年には、国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」が採択されました。この条約の前文には「女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものである」という基本的な考え方が示され、第 1 条の「女子に対する差別」では、性にに基づくものであれば、区別、排除、制限も差別にあたるとしています。

また、これを受けて ILO (国際労働機関) では、昭和 56 (1981) 年に、性別役割分担意識を解消するための ILO 第 156 号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択されました。昭和 60 (1985) 年、ケニアのナイロビで「国連婦人の十年」の最終年に世界会議が開かれ、「国連婦人の十年」の成果の検討・評価を行い、目標である「平等・開発・平和」を継続するとともに、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 (ナイロビ将来戦略)」が採択されました。平成 7 (1995) 年には、中国の北京で「第 4 回世界女性会議」が開催され、女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」は、「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ (予定表)」であるとされ、12 の重大問題領域とその行動を示しています。

平成 12 (2000) 年には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、今後各国政府等のとるべき行動目標が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ (成果文書)」として採択されました。

○21 世紀の動き

平成 17 (2005) 年に、第 49 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」が国連本部 (ニューヨーク) で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議しました。会議の主な成果として、「宣言」及び 10 項目からなる「決議」が採択されました。

平成 22 (2010) 年、第 54 回国連婦人の地位委員会 (北京+15) が国連本部 (ニューヨーク) において、「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催されました。会議の主な成果として、「宣言」及び 7 項目からなる「決議」が採択されました。

平成 23 (2011) 年には、当時のジェンダー関係の国連 4 機関 (UNIFEM (国連婦人開発基金), OSAGI (ジェンダー問題事務総長特別顧問室), DAW (女性の地位向上部), INSTRAW (国際婦人調査訓練研修所)) を統合する新たな複合型機関として、UN Women (国連女性機関) が正式に発足しました。

○持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ

平成 27 (2015) 年 9 月に国連で開かれたサミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」が採択されました。その中で、2030 年までに達成すべき目標として SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) が位置づけられています。SDGs は 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。17 のゴールの 1 つとして、「ジェンダー平等を実現しよう」が設定されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■日本の主な動き

○20 世紀の動き

「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため、昭和 50（1975）年に「婦人問題企画推進本部」を総理府（現内閣府）内に設置し、昭和 52（1977）年には「国内行動計画」を策定して、その後 10 年間の女性の地位向上のための目標を明らかにしました。

昭和 60（1985）年には、女子に対する差別を撤廃し、法律や制度のみならず慣習も対象とした性別役割分担の見直しを掲げる「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」に批准し、72 番目（当時）の締結国になりました。

平成 6（1994）年には、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、平成 8（1996）年には「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11（1999）年には、男女共同参画社会の実現に向け、基本的な理念や国・地方公共団体及び国民の責務をそれぞれ定めた「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12（2000）年には、この基本法に基づき「男女共同参画社会基本計画」が策定され、長期的な施策の方向性ととともに、行政や国民が取り組むべき具体的施策の内容などを示しました。なお、基本計画は、その後 5 年ごとに改定を重ね、令和 2（2020）年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されています。

○21 世紀の動き

21 世紀に入ると、法制度上の整備が次々と進められました。

平成 13（2001）年には、配偶者間の暴力を防ぐ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、平成 15（2003）年には次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする「次世代育成支援対策推進法」、平成 28（2016）年には女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、平成 30（2018）年には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、令和 4（2022）年には、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進するための「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

■埼玉県の動き

埼玉県では、昭和 55（1980）年に、女性の地位向上の新しい出発点として、真の男女平等を目指した第 1 次計画「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定しました。その後、昭和 61（1986）年には、第 2 次計画「男女平等社会確立のための埼玉県計画」を、平成 7（1995）年には、第 3 次計画「2001 彩の国男女共同参画プログラム」を策定しました。

平成 12（2000）年には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を策定しました。平成 14（2002）年には、条例に基づく初めての計画である「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定しました。その後も計画の改定を重ね、令和 4（2022）年に令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までを計画期間とする「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定しました。

男女共同参画社会実現に向けた活動推進の拠点としては、平成 14（2002）年に男女共同参画推進センター（With You さいたま）が開設されました。さらに、結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、平成 20（2008）年に女性キャリアセンターが開設され、平成 24（2012）年には配偶者暴力相談支援センター機能を付加しました。

また、令和 4（2022）年には、全ての県民が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指し、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を制定しました。

■町の取り組み

本町においては、平成18(2006)年に1次プランにあたる「横瀬町男女共同参画プラン」を策定しました。町民一人一人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を図るための目標や施策の指針を定めました。

平成26(2014)年には、2次プランとなる「2013横瀬町男女共同参画プラン」を策定しました。このプランでは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画の内容が一体化されました。

令和2(2020)年には、平成28(2016)年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画を新たに盛り込んだ「第3次横瀬町男女共同参画プラン」を策定しました。その後、令和4(2022)年にLGBTを含む性の多様性の尊重について盛り込む改定を行い、同年に「横瀬町パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

令和5(2023)年には、男女共同参画に関する施策をより総合的かつ計画的に推進することを目的として、「横瀬町男女共同参画推進条例」を制定しました。

令和6(2024)年3月に「第3次横瀬町男女共同参画プラン」の計画期間が満了することから、これまでの取り組みを継承しつつ、社会情勢の変化を反映させた「第4次横瀬町男女共同参画プラン」を策定しました。

3. 計画の性格

(1) この計画は、本町における男女共同参画社会の実現を目指して実施する、施策・事業の基本目標と具体的な取り組みを示すもので、あらゆる分野に男女共同参画の視点をもって、町民と行政が協働して推進していくものです。

(2) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「男女共同参画基本計画」や県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「第6次横瀬町総合振興計画」及び関連計画との整合性を図りながら策定したものです。

(3) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、策定を市町村の努力義務とされている「男女共同参画計画」に該当します。

(4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく基本計画として位置づけます。

(5) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく推進計画として位置づけます。

(6) 計画策定にあたり、横瀬町パブリックコメント手続条例に従い、令和●年●月●日から令和●年●月●日まで、町民からの意見を募集しました。

4. 計画の期間

この計画の期間は令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4ヶ年計画とし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとしてします。

第2章 現状及び課題

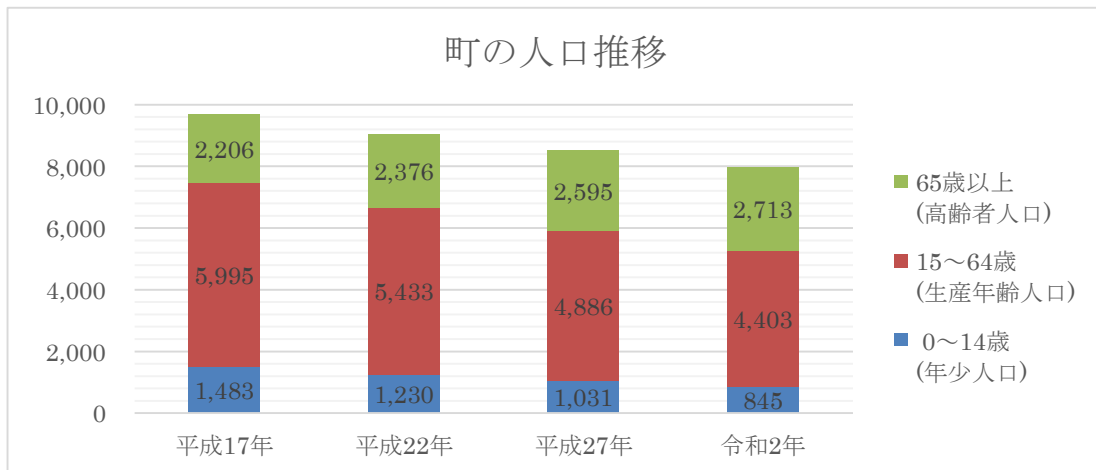
第2章 現状及び課題

1. 統計データから見る町の現状

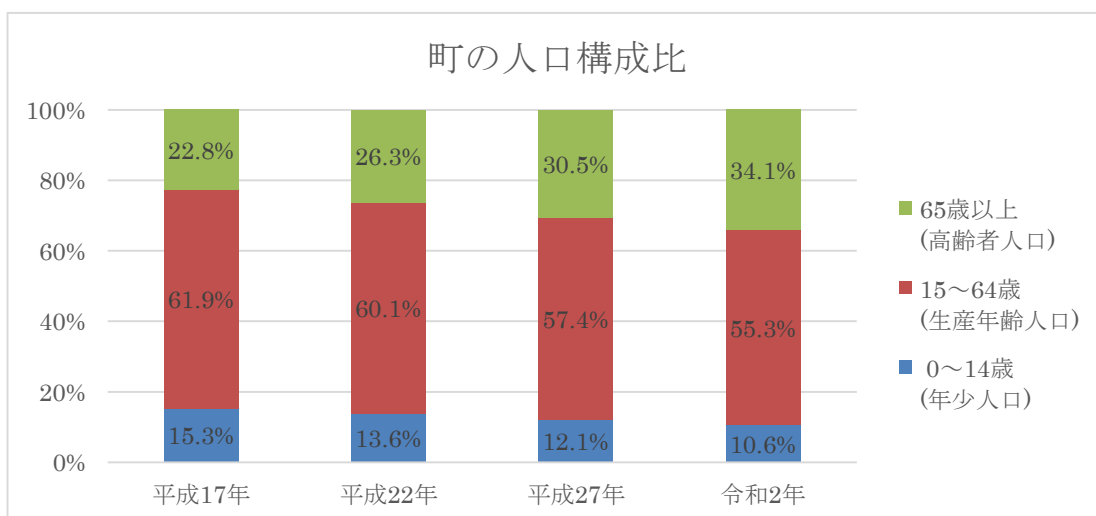
①人口推移

本町の総人口は年々減少が続いており、令和2（2020）年では7,961人となっています。また、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加が続いています。

人口構成比をみると、高齢者人口の割合は平成17（2005）年から15年間で11.3%増加しており、令和2（2020）年では町民の約3人に1人が65歳以上となっています。



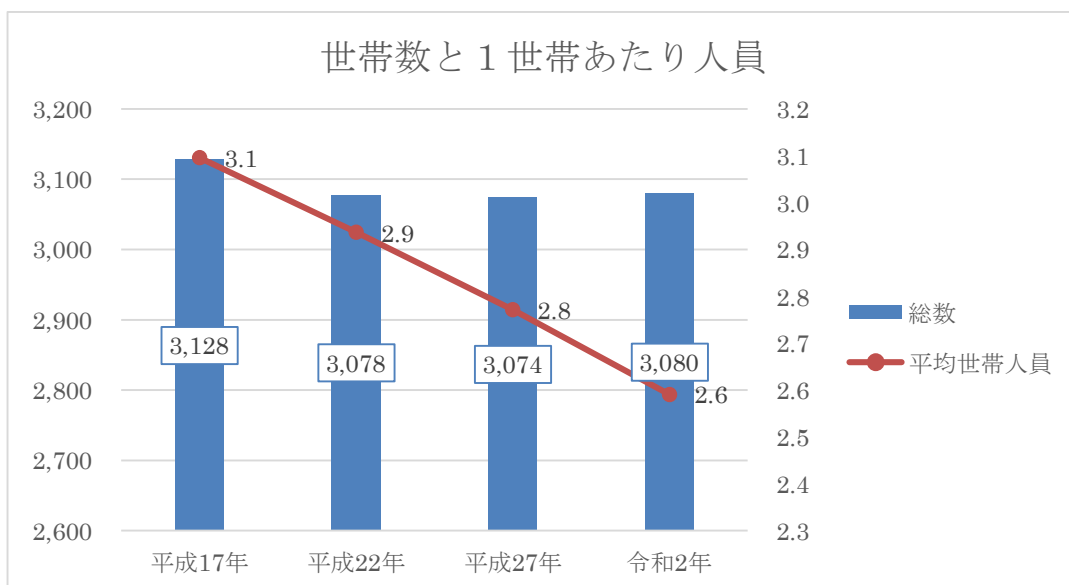
資料：国勢調査



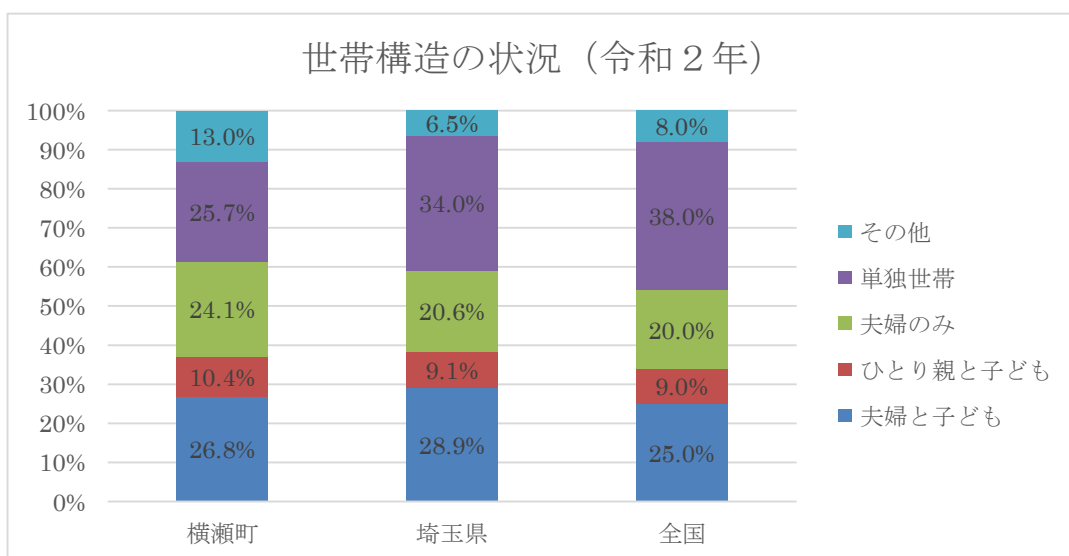
資料：国勢調査

②世帯の状況

世帯数は平成 22（2010）年以降横ばいが続いています、1世帯あたりの人員は年々減少しています。また、世帯構造の状況を見ると、町の4世帯に1世帯は単独世帯となっています。



資料：国勢調査

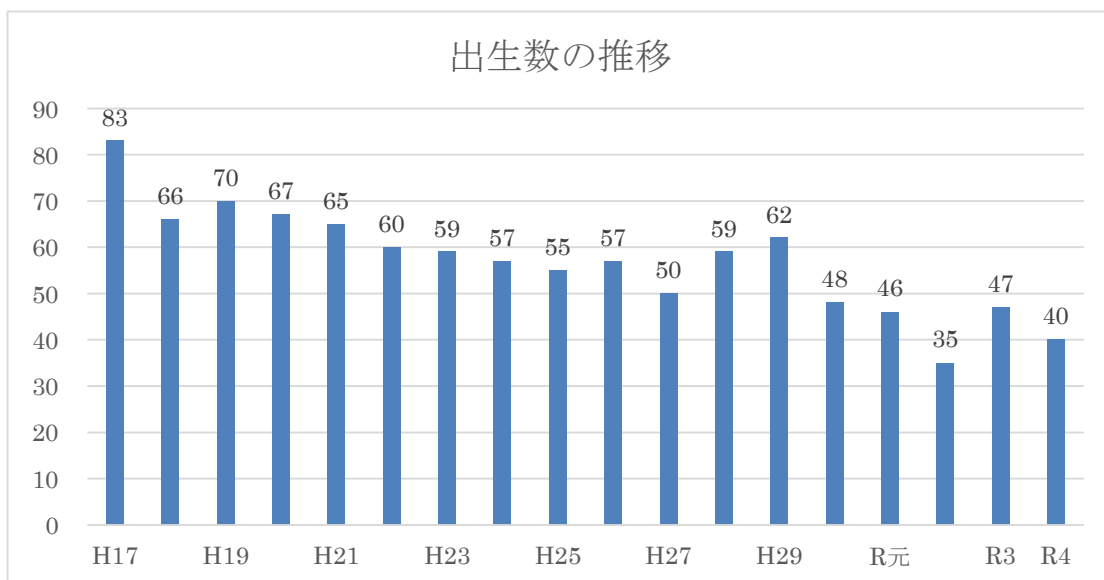


資料：国勢調査

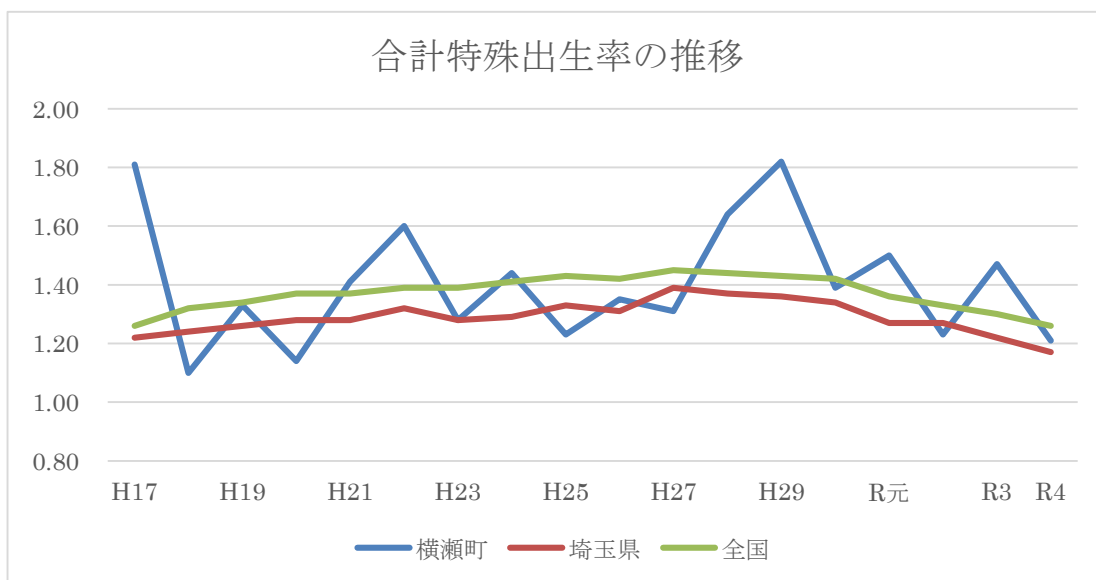
③出生の状況

出生数をみると、平成17（2005）年度は83人でしたが、令和2（2020）年度では過去最小値となる35人、令和4（2022）年度は40人となっています。

合計特殊出生率の推移をみると、増減を繰り返し、令和4（2022）年で1.21となっています。



資料：町民課

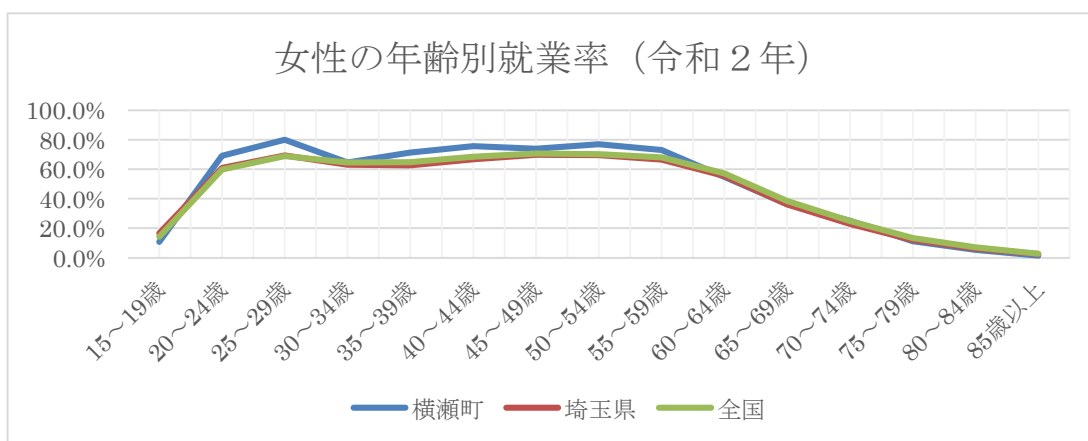


資料：埼玉県 合計特殊出生率の年次推移（保健所・市町村別）

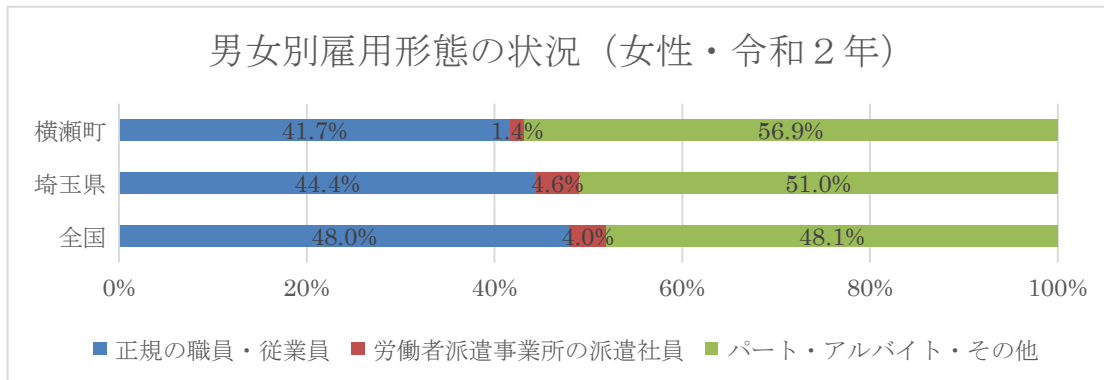
④就労の状況

女性の年齢別就業率をみると、20歳から59歳までの各年代で県・全国と比較して高くなっていることがわかります。また、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブの谷が県・全国と比較すると深くなっています。

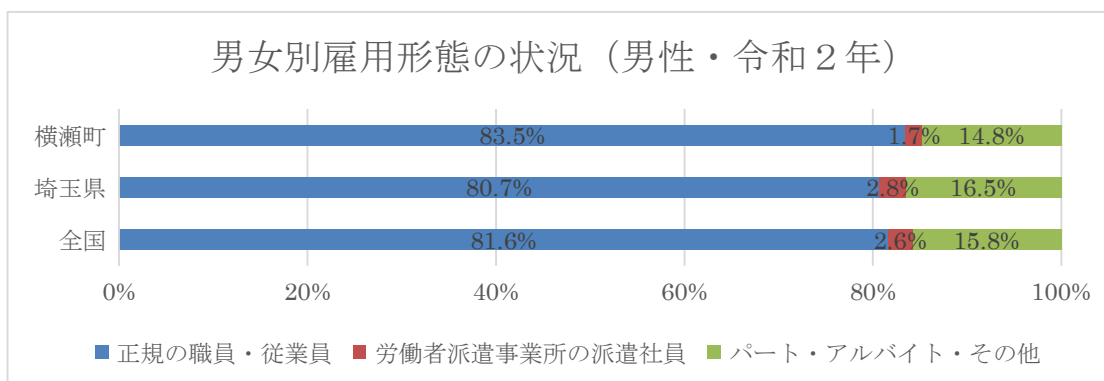
雇用形態の状況をみると、男性は県・全国と比較して正規の職員・従業員の割合が高いのに対し、女性は正規の職員・従業員の割合が低く、パート・アルバイト等の割合が高くなっています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査



資料：国勢調査

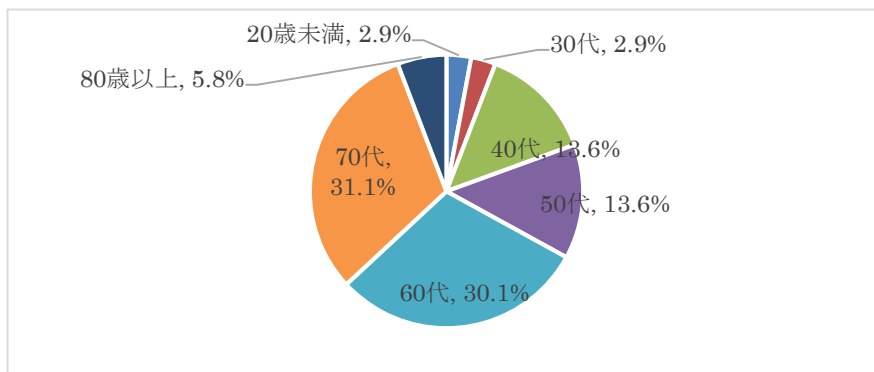
2. アンケート調査結果から見る町の現状

■調査概要

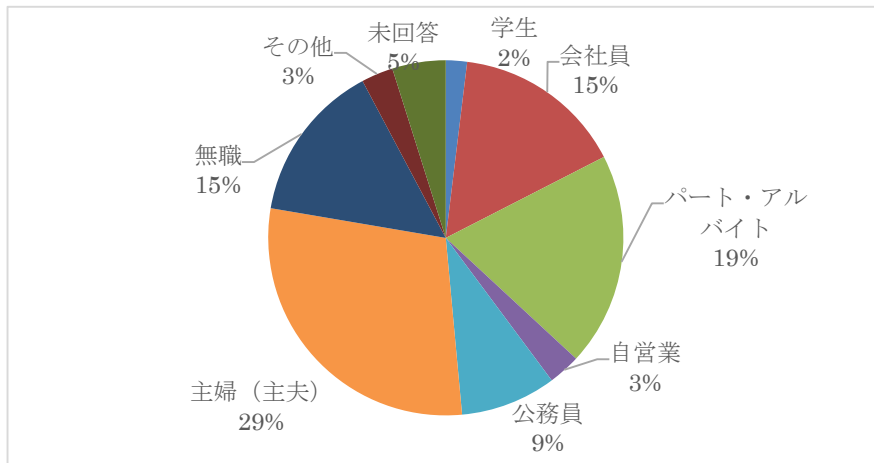
調査対象：令和4年12月10日に開催した横瀬町地域人権啓発活動活性化事業
(KABA. ちゃんトークショー) 参加者のうち、町内在住者の回答を抽出

回答者数：103人（男性32人、女性68人、未回答3人）

①年代

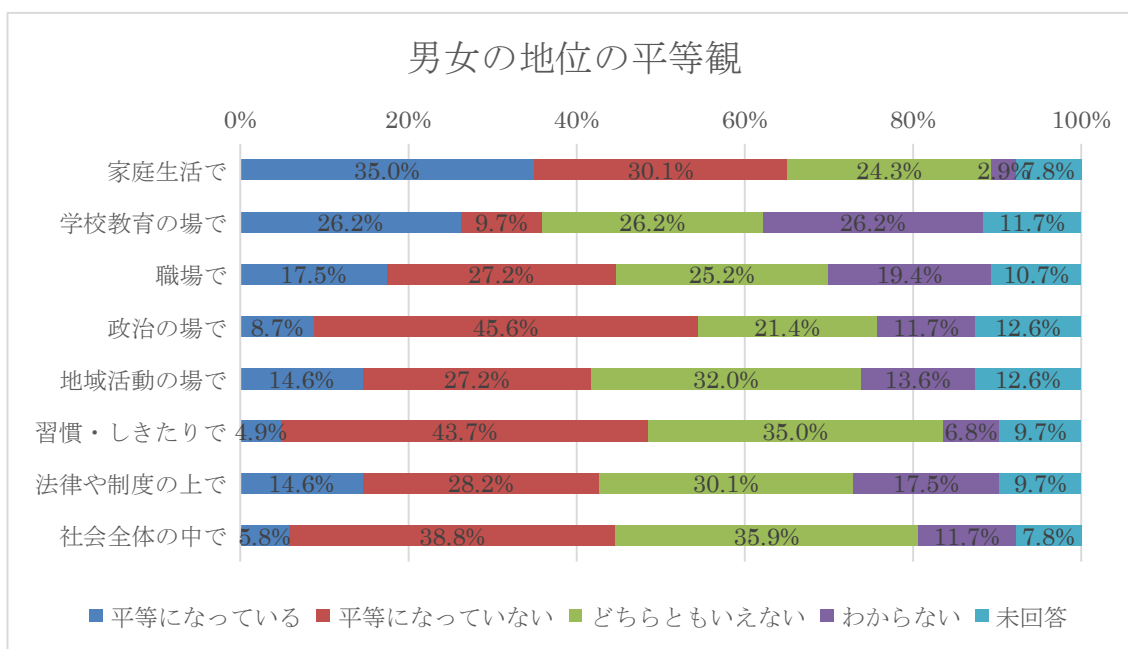


②職業

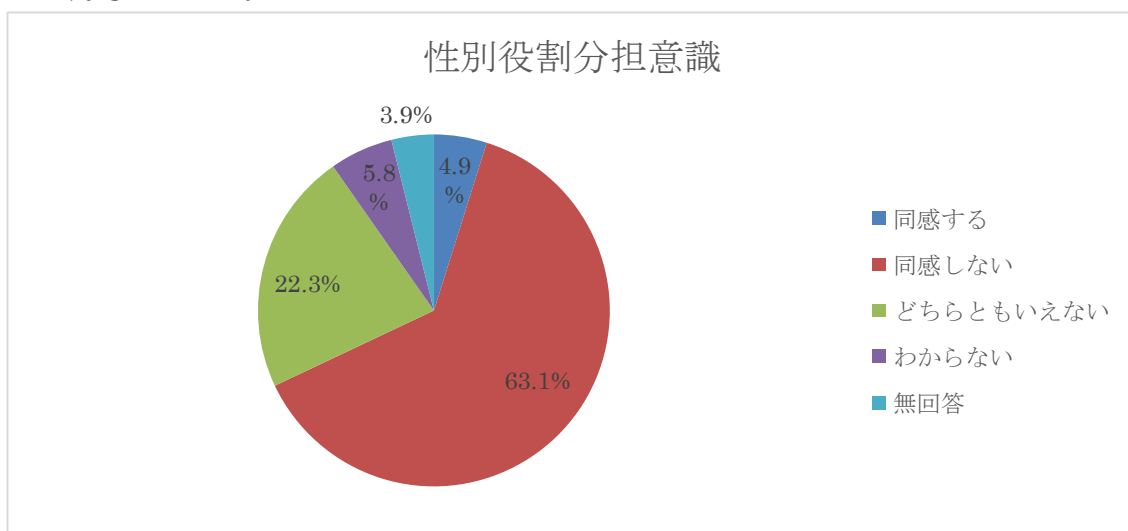


③調査結果

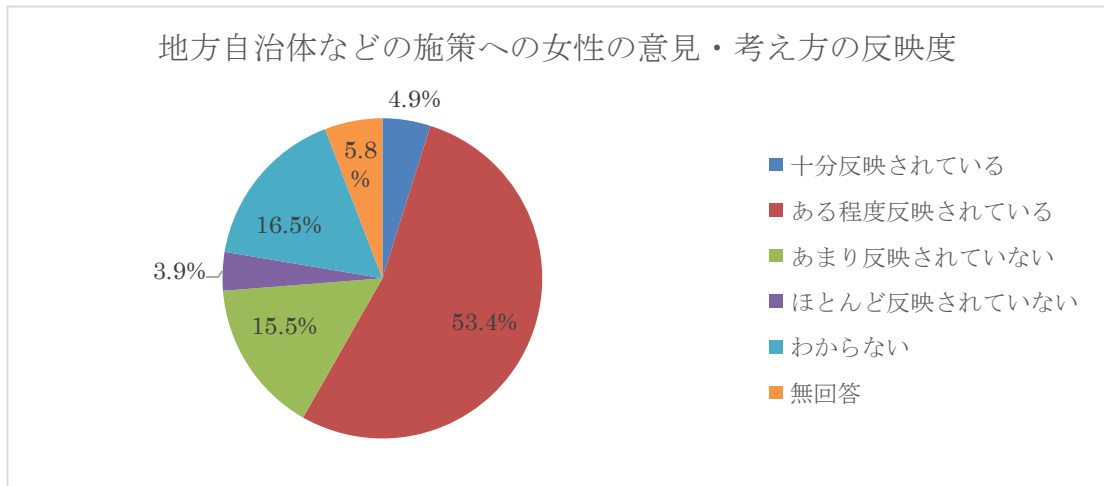
ア あなたは現在、男女の地位は平等になっていると思いますか。



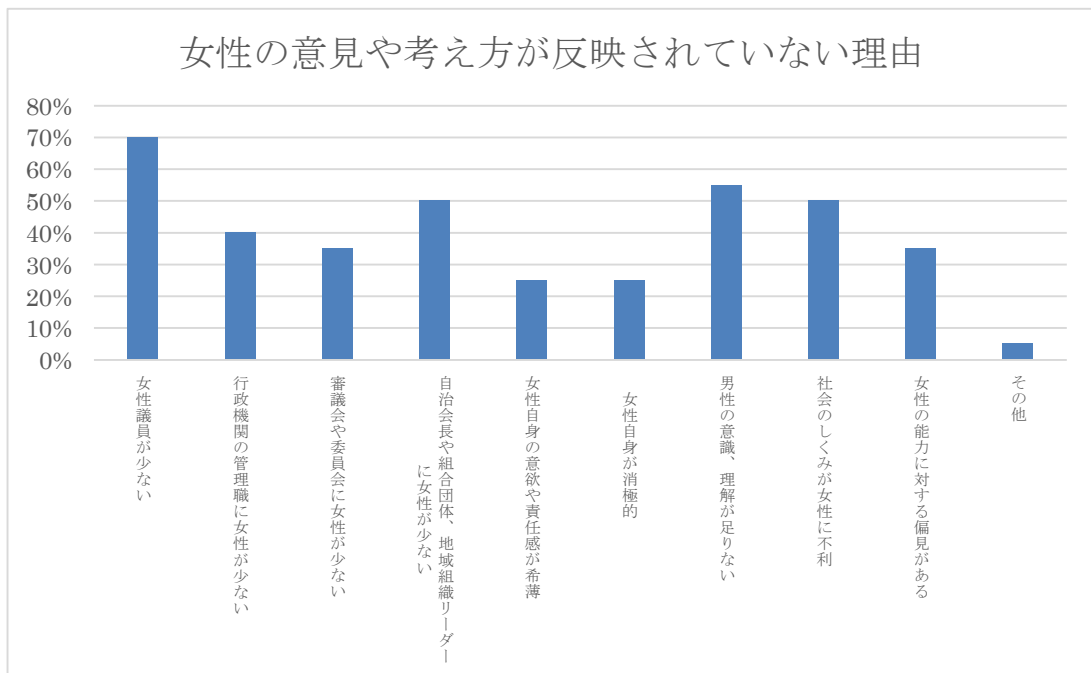
イ 「男性は仕事、女性は家庭」という考えがありますが、あなたはこの考えに同感しますか。



ウ あなたは、自治体（町など）の施策について、女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。



エ 設問ウで「あまり反映されていない」または「ほとんど反映されていない」と回答した方にお伺いします。反映されていない理由は何だと思えますか。（複数回答可）



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第6次横瀬町総合振興計画基本構想では、計画目標を「Colorful Town（カラフルタウン）」とし、目指すべき将来ビジョンとして「日本一住みよい町、日本一誇れる町」を掲げています。

本町が推進する男女共同参画においては「性別にとらわれることなく、互いをパートナーとして尊重し合い、一人一人の個性と能力を発揮して、全ての人が自分らしく幸せに暮らせるまち」を目指して、横瀬町は「わたしらしく あなたらしく みんなで輝く まちづくり」を基本理念として定めます。

『わたしらしく あなたらしく みんなで輝く まちづくり』

2. 基本目標

「わたしらしく あなたらしく みんなで輝く まちづくり」を目指して、第4次横瀬町男女共同参画プランでは、次の3つを基本目標に掲げます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 男女共同参画の意識づくり2 健康で安心できるまちづくり3 男女が共に活躍できる環境づくり |
|--|

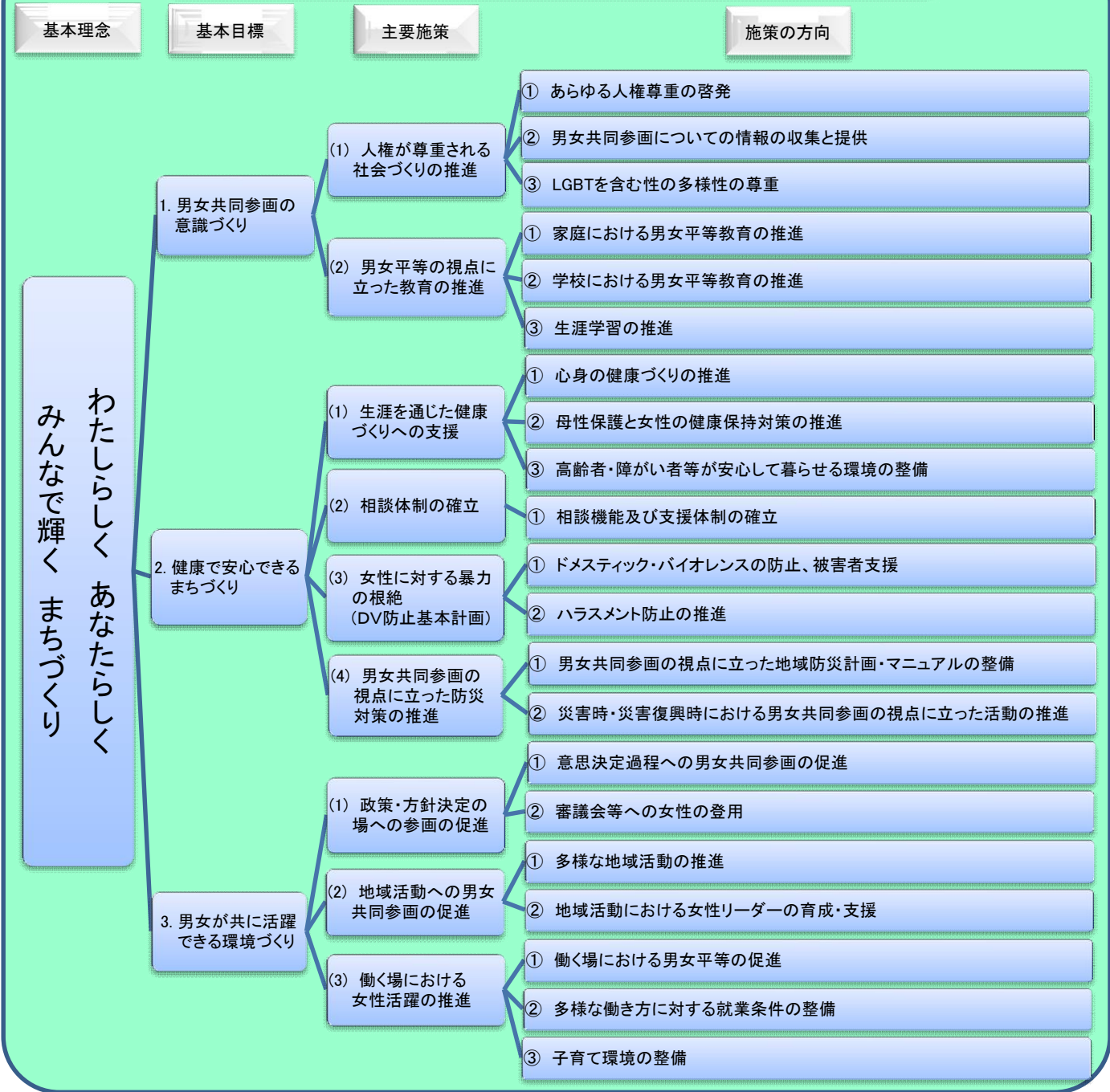
なお、これらの基本目標を達成するために、全庁的な推進体制を整備し、計画の趣旨を各課の事業等に活かしていきます。

3. 計画の体系

町が目指すべき将来ビジョン

日本一住みよい町、日本一誇れる町

横瀬町男女共同参画プラン



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会*の実現に向けて法律や制度上の整備が図られ、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化してきました。しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識はいまだに根強く残っており、男女で意識の差があるのが現状です。

このような状況の中で、性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮することができる社会を形成するには、男女それぞれがお互いを尊重する意識を持つ必要があります。

そのためには、固定的性別役割分担が内在した社会制度や慣習を見直すとともに、家庭・学校・職場・地域での教育・学習を充実させ、社会全体に男女共同参画の意識を醸成していくことが重要です。

*男女共同参画社会

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法に定義されている。

主要施策

(1) 人権が尊重される社会づくりの推進

男女が喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の形成を図っていくためには、すべての人が平等意識をもつことが重要です。そして、誰もがあらゆる分野において、個性や能力を発揮し生活していくには、互いに尊重しあう人権尊重の精神が基盤となっています。

憲法には、基本的人権の尊重がうたわれていますが、性による差別はこれを侵害するものだという認識をもつことが必要であり、これに伴う啓発活動を積極的に行っていきます。また、性別にとられることなく全ての人々が自分らしく幸せに暮らせるためのまちづくりを進めていきます。

施策の方向

① あらゆる人権尊重の啓発

すべての人は、人間として皆同じように大切な人権を有しています。このような認識に立ち、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うという認識を広めるため、啓発機会を拡充します。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|--|--------------|
| ・人権を尊重する意識の啓発 互いに尊重しあうことの重要性について、人権週間や講演会等、人権に関する普及・啓発活動に取り組む。 | 総務課 教育委員会 |

② 男女共同参画についての情報の収集と提供

男女共同参画の実現の大きな障害になっているものの一つに、性別に基づく固定的役割分担意識があげられます。このような意識による慣行を見直すため、様々な機会をとらえ、情報・資料を収集し、町民に対する情報提供を充実させるとともに、啓発活動を推進していきます。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|--|--------------|
| ・男女共同参画に関する広報活動 広報媒体を活用して男女共同参画に関する情報を広く提供することにより、町民の意識の啓発を進め、男女共同参画社会の実現を目指す。 | 総務課 教育委員会 |

③ LGBTを含む性の多様性の尊重

全ての人々が自分らしく幸せに暮らせるまちを実現するためには、性的マイノリティ（LGBT*等）に対する社会的理解を進めていく必要があります。パートナーシップ宣誓制度の導入や啓発活動の実施により、性別にとらわれることなく多様性を認め合うことのできる社会づくりを進めます。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|--|-------|
| <p>・横瀬町パートナーシップ宣誓制度の導入</p> <p>横瀬町パートナーシップ宣誓制度を導入し、全ての人が多様性を認め合い、自分らしく暮らせるまちづくりを進める。</p> | 総務課 |
| <p>・理解促進のための啓発活動</p> <p>広報媒体を活用してLGBTなど性的マイノリティへの理解促進を図る。併せて、町職員に対して研修等を通じて町民対応に際する配慮や職場環境向上を図る。</p> | 総務課 |

***LGBT**

Lesbian（女性の同性愛者）、Gay（男性の同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（心と体の性が一致しない人）などの性的少数者を表す総称のひとつ。最近では、より幅広い性のあり方の表現として、Questioning/Queer（性自認や性的指向が明確でない人、定義づけたくない人、わからずに悩んでいる人）を含んだ『LGBTQ』や、これらの呼称で表現される以外にもさまざまなセクシュアリティ（性のあり方）があることから、「+」を追加して『LGBTQ+』などと使われる場合もあります。

主要施策

（２）男女平等の視点に立った教育の推進

意識調査では、多くの観点でまだまだ男女で平等になっていないと感じている人が多く、男女平等に対する施策の必要性が伺えます。

そのために、学校教育では、人権尊重を基盤として男女平等の重要性、男女の相互理解と協力など、男女共同参画の視点に立った教育を推進していきます。

また、家庭においても幼少から男女の性にとらわれず、個性や能力を発揮して行動できるよう日常生活を通して男女平等の意識を高める教育を推進します。

さらに、家庭生活や職場のほか、様々な分野で男女がともに参画していけるよう、生涯学習の機会の充実に努めます。

施策の方向

① 家庭における男女平等教育の推進

家庭で男女共同参画を進めることは、子どもたちの意識に大きな影響を与えます。男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るための家庭教育について、学習機会の充実に努めます。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|---|--------------|
| <p>・家族における男女平等意識の醸成</p> <p>家族の一員として、家族を築いていくことの重要性について認識するよう、人権尊重を基盤にした男女平等の意識の醸成に努める。</p> | 総務課 |
| <p>・男女平等の視点に立った家族教育の学習機会の提供</p> <p>子育て中の親やこれから親となる方等を対象に、家庭において男女平等の視点が反映されるような家庭教育に関する学習機会の提供に努める。</p> | 総務課 教育委員会 |
| <p>・性別役割分担意識の是正を図るための家庭教育の推進</p> <p>男性の家庭へのかかわりを深めるため、家庭生活における男女共同参画の意識の向上、固定的な男女の役割分担意識の改善を図る。</p> | 総務課 教育委員会 |

② 学校における男女平等教育の推進

学校教育では、男女平等の視点に立った人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性などについて指導するために人権教育を推進することが重要です。男女平等教育において、自立の意識を育み、お互いが個性と能力を十分発揮できるよう男女平等教育・学習の一層の充実を図ります。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|---|-------|
| <p>・男女平等意識に基づいた人権教育の推進</p> <p>人権尊重を基盤にした男女平等観を形成するため、教育内容の充実を図る。</p> | 教育委員会 |
| <p>・個性や能力を生かした教育の推進</p> <p>性別にとらわれることなく一人一人の個性や能力を発揮し、主体的に行動できる児童生徒の育成を図る。</p> | 教育委員会 |
| <p>・男女平等教育に関する教職員研修の充実</p> <p>ジェンダー*の視点*を持った指導ができるように、教育関係者に対し男女平等教育研修の充実を図る。</p> | 教育委員会 |
| <p>・男女平等の視点に立った学校運営</p> <p>男女平等の考えをもとにした教育内容の充実を図り、全体計画、年間指導計画等へ反映させる。</p> | 教育委員会 |

*ジェンダー

本来の生物学的な性別（セックス）ではなく、男らしさ、女らしさといった、社会的に男（女）はこうあるべきものとされた性別のこと。

*ジェンダーの視点

「社会的性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合があり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするもの。

ジェンダーの視点でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあるが、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。

③ 生涯学習の推進

生涯学習への関心の高まりを男女共同参画に向け、身近な地域の中で浸透させ生涯にわたって推進していくことが必要です。

男女平等意識を高めるための学習機会を提供するとともに、女性問題に関する自主グループの養成やリーダーの育成を推進します。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|---|----------------------|
| ・生涯学習における男女平等教育の推進 各種生涯学習の機会を提供するとともに、講座・教室等の内容の充実を図る。 | 総務課 教育委員会 |
| ・女性のエンパワーメント*向上への支援 各種女性団体間のネットワーク化を図り、活動が社会的に認められるよう支援する。また、各種研修会等を通じて、女性自身が力をつけることの重要性について理解を促す。 | 総務課 教育委員会 関係各課 |

*エンパワーメント

女性が「力をつけること」。女性の可能性を十分に開花させ、多様な選択を可能にすること。そのためには、教育及び職場や意思決定への参画が重要であるとされている。

基本目標 2 健康で安心できるまちづくり

わが国の平均寿命は、世界一の水準となり、出生率の低下傾向とあわせ、高齢化率は右肩上がりに上昇しています。高齢化率の上昇と併せて重要視していかなければいけないのが健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）です。全ての人が生涯を通じて心身ともに健康でいられるよう、性別や年齢に応じた切れ目のない支援や、相談体制を整えることが必要です。

近年ではウェルビーイングという表現が用いられ、心身（肉体的、精神的）だけでなく、社会的にも健康でいること（他人や社会と健全なつながりを持つこと）、その人らしい幸せでいることが重要であると考えられています。

生涯を通じて幸せを実感できる社会の実現に向け、誰もが健康で社会参画できる社会、安心して暮らせる社会を目指したまちづくりを進めていきます。

主要施策

（1）生涯を通じた健康づくりへの支援

町民が地域でいきいきとした生活を送るためには、生涯を通じた健康づくりに取り組むことが重要です。

女性の妊娠・出産期、男女共に経験する思春期、青年期、壮年期、高齢期といったライフステージにより性別特有の健康課題があります。これらのことを踏まえ、性別、年代やライフスタイルに応じた健康づくり対策に努める必要があります。

施策の方向

① 心身の健康づくりの推進

心身ともに健康に過ごすための知識・情報を提供し、自らの健康を維持・増進していくための総合的な健康づくり支援策を推進します。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|---|-------------------------|
| <p>・健（検）診の充実</p> <p>健康診査及びがん検診等の充実に努め、疾病の発症予防、早期発見・早期治療及び重症化予防の対策を図る。</p> | <p>町民課 健康子育て課</p> |
| <p>・生涯にわたる健康づくりへの支援</p> <p>健康づくりを推進するため、乳幼児期から望ましい生活習慣を身につけるための支援や、生活習慣病予防講座等の充実に図るとともに、全世代を対象に、各種スポーツイベント・レクリエーション活動を開催し、生涯にわたる心身の健康づくりの取り組みを支援する。</p> | <p>健康子育て課 教育委員会</p> |

② 母性保護と女性の健康保持対策の推進

男女共同参画社会の実現には、女性が心身ともに健康であることが大切です。女性の健康を保障しようというリプロダクティブ・ヘルス／ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）という考えに基づき、母体の社会的機能を認識し、社会全体での配慮が必要です。

また、母子保健事業の総合的な推進を図り、母子の健康の向上に努めます。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|--|-------------------------|
| <p>・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*の尊重</p> <p>女性特有の妊娠・出産の機能に関する重要性を理解するための学習機会を提供し、健（検）診・相談事業の充実に努める。</p> | <p>健康子育て課 教育委員会</p> |
| <p>・母子保健の充実</p> <p>健康よこぜ21プラン及び子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠前から出産・育児まで一貫した母子保健サービスの充実に努める。</p> | <p>健康子育て課</p> |

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

いつ、何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ権利などが含まれている。男女がひとりの人間として、自分の体と性と生殖に関することについて自己決定を行い、健康を享受することを尊重するという考え方。

③高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

介護を社会全体で支援するための在宅保健福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者や障がい者、社会的支援を必要とする人が安心して生活が続けられるよう、総合的な支援をしていきます。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|---|-----------------|
| <p>・介護支援事業の充実</p> <p>「横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護支援の充実を図る。</p> | 福祉介護課 |
| <p>・在宅福祉サービスの充実</p> <p>高齢者や障がい者、社会的支援を必要とする人のために地域包括支援センターを充実させるとともに、適切な支援が受けられるような在宅福祉サービスを実施する。</p> | 福祉介護課 |
| <p>・横瀬町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進</p> <p>ノーマライゼーション*の理念に基づき、障がい者が地域で安心して生活できるよう「横瀬町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を推進する。</p> | 福祉介護課 |
| <p>・男女で支える介護の促進</p> <p>介護の負担が要介護者の家族やとりわけ女性だけが負担することのないよう、介護に関する基礎的な知識を習得するための学習機会の拡充を図る。</p> | 福祉介護課 |
| <p>・多様な形態の家族への支援の充実</p> <p>ひとり親家庭等の児童の健全育成のため、援助体制の充実を促進する。</p> | 健康子育て課 教育委員会 |

*ノーマライゼーション

障がい者や高齢者などを特別視したり、特別扱いをするのではなく、あるがままの姿で他の人々と同等な生活を享受できるようにするという考え方や方法。

主要施策

(2) 相談体制の確立

様々な悩みや不安の解消を図るため、ライフステージや困りごとの内容に応じた相談事業の充実に努めます。

施策の方向

① 相談機能及び支援体制の確立

様々な相談に応じる支援体制を確立するとともに、相談業務の整備と事業の充実に努めます。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|---|------------------------------|
| ・各種相談事業・体制の充実 育児上の不安や悩み、中高齢者等の心と身体に関する悩み、女性の就労に関する相談、在宅介護等に関する相談、その他、生活や心配ごとに関する相談体制の整備を図る。 | 総務課 関係各課 |
| ・他相談機関の活用と連携 民生委員・児童委員や関係機関等の機能を活用し、連携を強化する。 | 総務課 町民課 福祉介護課 教育委員会 |

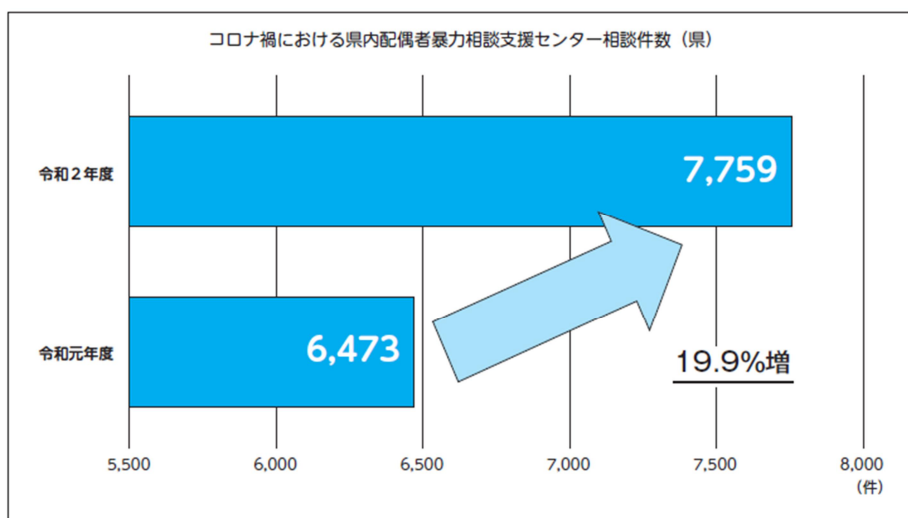
主要施策

(3) 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶 (DV 防止基本計画)

近年、配偶者やパートナー、恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス*＝DV）が社会的な問題となっています。特に、令和元（2019）年から令和2（2020）年にかけて相談件数が大きく増加し、コロナ禍で浮き彫りになった男女共同参画社会形成に向けた課題の一つと言えます。

被害者には男性も女性もいますが、女性の被害者の方が圧倒的に多いのが現状です。暴力は人権問題であり、性別による固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題です。

暴力の根絶のため、暴力を許さない町民意識の啓発や情報提供を行うとともに、安心して被害を訴えることができる環境づくりを行い、暴力、被害の潜在化を防ぐ必要があります。



資料：埼玉県男女共同参画課

施策の方向

① ドメスティック・バイオレンスの防止、被害者支援

暴力は犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を町民一人一人が持てるよう意識、啓発を行います。

また、配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関と連携し、相談体制の充実を図るとともに、被害者の安全を確保するため、情報の保護に努めます。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|---|-------------------------------|
| <p>・ドメスティック・バイオレンス（DV）を排除する啓発活動の推進</p> <p>「広報よこぜ」等を活用して、暴力は人権侵害であるという意識を徹底させ、ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた広報活動を推進する。</p> | <p>総務課 健康子育て課</p> |
| <p>・暴力による被害者の救済体制の整備</p> <p>被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関と連携し暴力等に対処するための体制を整備する。</p> | <p>総務課 町民課 健康子育て課</p> |

***ドメスティック・バイオレンス（DV）**

配偶者や恋人などの親密な関係にある（又は、あった）パートナーからの身体的、精神的、性的、経済的又は社会的な暴力その他の暴力をいう。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定された。

② ハラスメント*防止の推進

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどに代表されるハラスメント行為は、人権を侵害するものであり、社会的に許されない行為であるとの認識を徹底していきます。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|--|---------------------|
| <p>・ハラスメント防止のための啓発活動の推進</p> <p>職場をはじめとするあらゆる場における様々なハラスメント防止について理解を促進する。</p> | <p>総務課 関係各課</p> |

***ハラスメント**

相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせることであり、「嫌がらせ」を指す。男女問わず性的な嫌がらせを行うセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産した女性に対して嫌がらせを行うマタニティ・ハラスメントなどのほか、地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワー・ハラスメントなど、種類は多岐にわたる。

主要施策

(4) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害が起き、避難所などでの集団生活を余儀なくされる場合、社会の現状が色濃く現れるといわれています。例えば東日本大震災においては、防災活動のメンバーや避難所運営の責任者に女性が少ないことが原因で、女性用の物資が不足していても女性が要望することをためらったり、がれき処理などは男性が担当し、避難所の食事の準備などは女性が担当するなど、性別役割分担意識から役割が固定化されるなどの問題が生じたといわれています。

災害時には、性別や年齢にかかわらず、それぞれの能力が発揮できてこそ復興に向けて強い力を発揮します。防災・復興体制に男女共同参画の視点を盛り込み、男女がお互いに協力して災害に強いまちづくりを進めることが重要です。

施策の方向

① 男女共同参画の視点に立った地域防災計画・マニュアルの整備

防災の取り組みを進めるにあたっては、男女のニーズの違いを把握するとともに、消防団や自主防災組織など、男性中心の防災分野への女性の参画を拡大する必要があります。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|---|--------------|
| ・男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直し 災害対策を総合的に定めた地域防災計画について、男女共同参画の視点に立った見直しを継続的に行い、男女がお互いにその個性と能力を十分に発揮できることを踏まえた防災業務の遂行を図る。 | 総務課 |
| ・災害対応マニュアルの整備や自主防災組織等への女性の加入促進 女性が災害から受ける影響に配慮した避難所の設営・運営に関するマニュアル等の整備に努める。また、自主防災組織やボランティア組織等への女性の参加を促進する。 | 総務課 福祉介護課 |

② 災害時・災害復興時における男女共同参画の視点に立った活動の推進

被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中するなどの問題が明らかになっていきます。災害時・災害復興時には、男女間の災害から受ける影響の違いに配慮した活動が必要です。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|---|---------------------|
| <p>・女性の視点を踏まえた避難所の設置・運営</p> <p>被災時において、避難所等での生活に関し女性や子育てに配慮した避難所の設置・運営を行うとともに、女性特有の問題に対する相談窓口の設置を図る。</p> | <p>総務課 関係各課</p> |
| <p>・災害復興活動への女性の参画促進</p> <p>災害復旧事業計画の策定や災害復旧活動において、男女がお互いにその個性と能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った復興活動の推進を図る。</p> | <p>総務課 関係各課</p> |

基本目標 3 男女が共に活躍できる環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる場で男女が平等に参画できる環境をつくることが大切です。

近年、女性の自立意識や就業意欲の高まりとともに、社会で活躍する女性が増えてきています。しかし、女性の意見が意思決定過程に反映したり、指導的立場に参画したりすることが、十分達成されているとはいえない現状です。

また、育児休業・介護休暇の法制化など職業生活と家庭生活の両立を支援する施策がとられるようになりましたが、依然として、仕事や自分の活動を優先したいという希望に対し、家事・育児・介護の負担を女性が担っている状況があります。

このため、労働条件等を整備し職場環境を改善するとともに、保育や介護サービスの充実を図り、仕事と家庭の両立を支援する体制をつくる必要があります。

社会の構成員の半分を占める女性の意思があらゆる分野に反映され、誰もが性別にかかわらず個性を発揮し、かつ協力し合える、バランスのとれた社会を構築するための基盤が急務となっています。

主要施策

(1) 政策・方針決定の場への参画の促進

男女共同参画社会の形成を図るためには、あらゆる分野での政策・方針決定の場へも女性が男性とともに参画し、女性の意見を反映させる必要があります。

男女が共に個々の能力を発揮できるような職場環境の形成に努めます。

施策の方針

① 意思決定過程への男女共同参画の促進

積極的に公募制度を促進し、多様なニーズをまちづくりに反映していきます。また、能力に応じた女性職員の管理職への登用と、職員の能力開発と意識改革を促します。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|--|-------|
| <p>・ 公募制度の促進</p> <p>政策・方針決定過程への男女比のアンバランスを解消し、多様な町民ニーズを反映させるため、公募制度を促進する。</p> | 関係各課 |
| <p>・ 女性の管理職の登用促進と職域の拡大</p> <p>女性職員が特定の職場や職域に偏ることなく、幅広い分野で能力を生かすため、管理職への登用や職域の拡大を促進する。</p> | 総務課 |

② 審議会等への女性の登用

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を踏まえ、本町が設置する委員会や審議会等においても女性委員比率の向上を目指し、行政への女性の参画を促します。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|--|-------|
| <p>・ 各種委員会・審議会への女性の積極的な登用促進</p> <p>政策・方針決定の場に女性の登用を促進し、登用率の向上を図る。</p> | 関係各課 |

主要施策

(2) 地域活動への男女共同参画の促進

行政と町民が協働しながら、お互いの役割を担い、まちづくりを進めていくことが求められています。自治会や自主活動グループ、ボランティア活動などあらゆる地域活動の中でのジェンダー意識を見直すとともに、男女平等の意識づくりを促進します。

施策の方向

① 多様な地域活動の推進

住みよい町をつかっていくには、男女共同参画による様々なまちづくり活動を展開していかなければなりません。さらに、地域活動のリーダーや各種団体の長は男性が望ましい、というようなジェンダー意識は男女共同参画社会の実現の妨げとなります。このような意識を見直すため啓発活動を行い、地域社会での男女共同参画を促進します。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|--|-------------|
| ・地域社会での男女平等意識づくり ジェンダー意識を見直すよう啓発活動を行い、地域社会での男女平等意識の浸透を促す。 | 総務課 関係各課 |
| ・地域活動への参加・参画* 地域活動への男女共同参画を促進するため、様々な機会を捉え啓発する。 | 関係各課 |

*参加・参画

「参加」は仲間に加わることをいう。

「参画」は単に参加しているだけではなく、一歩進んで、積極的、主体的に参加するという意味で捉えている。

狭義には、企画や決定にかかわり、意見を反映させていくという意味。

② 地域活動における女性リーダーの育成・支援

女性の社会参画を促進するため、女性のエンパワーメントを進め、女性リーダーの育成に努めるとともに、女性の地域活動をより活発にしていくため、各種女性団体の活動を支援します。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・女性リーダーの人材育成 まちづくりや地域活動を進めるうえで必要なリーダー的人材の育成を推進する。 | 総務課 関係各課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・各種女性団体等の育成と支援 地域活動に取り組む各種女性団体等の育成に努め支援する。 | 関係各課 |

主要施策

(3) 働く場における女性活躍の推進

働くことは、人々の経済的生活基盤を支えるうえで必要なことであり、それと同時に働くことによって自己実現が可能になります。男女共同参画社会の実現には、働きやすい環境を整備することが、性別に関係なく個性や能力を発揮できる社会の形成につながるものです。

仕事と家庭の両立を可能にするため、育児や介護等法制化された制度の実施・普及を促進するとともに、多様な労働条件や就労形態の整備も進めていきます。

施策の方向

① 働く場における男女平等の促進

職場における男女の不平等などの問題を解消するよう働きかけるとともに、男女ともに仕事と家庭が両立できるよう働く場の環境改善の啓発に努めます。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|---|------------|
| ・ 職場における労働条件の向上 雇用の場の男女平等を進めるよう、労働基準法など、法に基づく就業環境や労働条件向上への理解を促す。 | 総務課 振興課 |

② 多様な働き方に対する就業条件の整備

アルバイト・パートタイム・派遣労働等、勤務形態の多様化が顕著になっています。個人のライフスタイルに応じて多様な働き方ができるよう、各種制度の普及・啓発に努めます。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|---|-------|
| <p>・多様な働き方への意識の啓発</p> <p>育児・介護休業制度、その他労働条件や社会保険制度などに関する法制度の普及・啓発に努める。</p> | 振興課 |
| <p>・農林業、商工業における女性の就労環境の整備と支援</p> <p>農業や商工業にかかわる女性の労働が適正に評価されるよう、意識改革を進めるとともに、女性が直面している問題の解決に努める。</p> | 振興課 |
| <p>・農業における男女共同参画の促進</p> <p>家族が意欲と生きがいをもって農業に取り組めるよう、家族経営協定*の締結を推進する。</p> | 振興課 |
| <p>・再就職・再雇用の促進</p> <p>女性の再就職の機会を増やすため、職業能力向上のための情報を提供するとともに、再雇用制度の普及・啓発に努める。</p> | 振興課 |
| <p>・ワークライフバランスの推進</p> <p>働きながら、子育て、介護、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる、健康で豊かな生活ができるよう、ワークライフバランスについての情報提供や意識啓発を進める。</p> | 総務課 |

***家族経営協定**

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

③ 子育て環境の整備

核家族化の進展や就労女性の増加・勤務形態の多様化等によって、個別化する保育ニーズに応えた様々な保育形態が必要とされています。子育てを社会全体で支え、子どもが健やかに育つよう子育て環境の整備・充実を図ります。

| 具体的な取り組み | 担当課・所 |
|---|--|
| <p>・ 保育サービスの充実</p> <p>延長保育、土曜保育・0歳児保育・障がい児保育・一時保育、使用済み紙おむつの園内処分を実施し、保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図る。</p> | <p>保 育 所</p> |
| <p>・ 学童保育の充実</p> <p>保護者の就労等によって昼間留守になる家庭等の児童の健全育成を図るため、学童保育室運営の充実を促進する。</p> | <p>児 童 館</p> |
| <p>・ 乳幼児の保健指導の充実</p> <p>乳幼児健康診査等の指導の充実を図るとともに、支援が必要な子どもに対しては、関係機関との連携を図り適切な支援をする。</p> | <p>健康子育て課</p> |
| <p>・ 男女で取り組む子育てへの支援</p> <p>育児の知識や技術が身につけられる子育て応援講座やHP、SNSを活用した情報発信を充実させるとともに、子育て中の親が同じ立場で育児について悩みを相談したり情報交換したり、持てる力を発揮できるよう子育て応援サークルや親のグループの活動を支援する。</p> | <p>健康子育て課 児 童 館 教育委員会</p> |
| <p>・ 地域で子育てをする環境の推進</p> <p>地域における子育て支援体制を充実させるため、リーダーとなる人材及び、子育てサークルの育成に努める。</p> | <p>健康子育て課 保育所（子育て支援センター） 児 童 館 教育委員会</p> |
| <p>・ 「子ども・子育て支援事業計画」の推進</p> <p>子どもを安心して産み育てられる切れ目のない子育て環境の総合的整備を進める。</p> | <p>健康子育て課</p> |

第5章 計画推進のために

第5章 計画推進のために

男女共同参画にかかわる施策は広範囲にわたっており、この計画の推進にあたっては、行政の取り組みはもとより、町民、団体、企業などの理解と協力が不可欠です。

町民と行政が一体となって男女共同参画社会づくりを推進するための体制を整備します。

主要施策

(1) 推進体制の整備・充実

計画の推進にあたっては、計画の実効性を高めるため横瀬町男女共同参画庁内推進会議を中心に総合調整機能を強化し、全庁的な施策推進体制を充実します。

施策の方向

① 庁内推進体制の充実

全庁的に本計画の趣旨を浸透させ、各施策を総合的に進めるため、横瀬町男女共同参画庁内推進会議を中心に各課の連携と調整を図りながら全庁的な取り組みに努めます。

主要施策

(2) 国・県など関係機関との連携

国や県など関係機関との連携を密にし、情報交流を円滑にします。また、必要な事項については、国や県への働きかけを行うとともに、関係機関との連携を強化します。

施策の方向

① 国・県など関係機関との連携

国・県や近隣市町村が主催する研修会フォーラムなどに積極的に参加します。

② 国・県への要請

国や県に必要な事項を要請します。

資 料

横瀬町男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 横瀬町における男女共同参画社会を構築するための施策について、関係課所等相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的に推進するため、横瀬町男女共同参画庁内推進会議(以下「庁内推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関する事。
- (2) 男女共同参画の総合的推進に関する事。
- (3) 男女共同参画について関係課所等との連絡調整に関する事。
- (4) 男女共同参画についての調査研究に関する事。
- (5) その他男女共同参画の推進に関し必要と認められる事。

(組織)

第3条 庁内推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副町長の職をもって充てる。

3 委員は、総務課長及び次の表に掲げる課所等に所属する副課長、主幹、副主幹、主査、主任の職にある者の中から町長が任命する。

| | |
|------|---|
| 課所等名 | 総務課 まち経営課 税務会計課 町民課 福祉介護課 健康子育て課 保育所 振興課 建設課 議会事務局 教育委員会 |
|------|---|

4 庁内推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 庁内推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

横瀬町男女共同参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 全ての人が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、社会的、経済的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 性別等 生物学的な性別、性的指向(自己の恋愛又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。)及び性自認(自己の性別についての認識をいう。)をいう。
- (3) 積極的格差改善措置 第1号に規定する機会に係る格差を改善するため必要な範囲内において、不利益を受けている者に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) 町民 町内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (5) 事業者 町内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 教育関係者 町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動や性別等に関する偏見に基づく言動により、相手に不快感を与え生活環境を害すること、又は不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者から受ける身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 全ての人が性別等に関わりなく、個人として尊重され、性別等による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、自分らし

く暮らせる社会が実現されること。

- (2) 社会における制度又は慣行が、性別等による固定的な役割分担等によることなく、自らの意思で多様な生き方を選択できるように配慮されること。
- (3) 全ての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する全ての人が、相互の協力と社会の支援の下で、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等な立場で参画することができること。
- (5) 社会のあらゆる分野における教育について、全ての人が生涯にわたり男女共同参画に関する教育及び学習の機会が確保されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解し、国際的な協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 町は、男女共同参画の推進に当たり、町民、事業者、教育関係者、国、埼玉県及び他の地方公共団体と連携を図るものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、事業活動において、男女共同参画の推進に取り組むとともに、雇用する者について、性別等に関わらず、雇用の分野における能力を発揮できるよう均等な機会及び待遇の確保に努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する者について、職場及び家庭その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

- 3 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画への理解を深め、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うように努めるものとする。

- 2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別等による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別等による差別的な取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別等に起因する権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の表現の配慮)

第9条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別等による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(町の基本的施策)

第10条 町は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 全ての人々が共に家庭及び社会生活を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(2) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する町民、事業者及び教育関係者の理解を深めるとともに、男女共同参画の活動を促進するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じている場合、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

(4) 附属機関等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(5) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別等に起因する権利侵害に当たる行為の防止及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(6) 男女共同参画の推進に関する情報収集及び調査研究に努めるものとする。

(基本計画)

第11条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第12条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(相談及び苦情への対応)

第13条 町長は、性別等による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する行

為に係る事案について、町民等から相談の申出を受けた場合は、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、町民等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。